

名家連ニュース

令和2年2月4日(火)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.686号

◆◆ 令和2年1月 家族ピア相談事業集計報告 ◆◆

◀相談件数▶

	4月~12月	1月	合計
電話相談	1,755	123	1,878
面会相談	1,035	117	1,152
合計	2,790	240	3,030

◀相談人数▶

	4月~12月	1月	合計
電話相談	426	33	459
面会相談	192	23	215
合計	618	56	674

◀支援内容▶

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	合計
年金受給者	4	2	3	1	2	2	3	2	3	3	25
手帳受給者	0	1	0	0	1	1	1	2	2	0	8
家族会入会	1	1	0	1	0	2	2	4	4	1	16

◀相談内容▶

相談項目 相談形態	家族会について	相談 制度利用に関する	医療に関する相談	応相談 病気や障害への対	相談 家族関係に関する	生活に関する相談	就労に関する相談	社会参加等に関する相談	その他	合計
電話相談	1	23	19	20	17	28	4	3	8	123
面会相談	6	21	11	12	17	22	7	13	8	117
合計	7	44	30	32	34	50	11	16	16	240

◀相談者続柄▶ その他14名の内訳：8名/当事者（年金相談2名、生活相談6名）、6名/支援者

続柄	祖父母	父親	母親	夫	妻	兄弟	子供	その他	合計
人数	0	3	28	0	2	8	1	14	56

令和元年度 全国厚生労働関係部局長会議資料概要 ④

成年後見制度の利用促進について

(1) 成年後見制度利用支援事業について

○平成28年4月に成年後見制度利用促進法が成立し、政府において平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。これを踏まえ、平成29年度以降は、地方自治体において計画を作成



次ページに続きます

することが求められており、地域生活支援事業費等補助金も活用の上、より一層、成年後見制度の利用促進に向けた取組を図りたい。

○ 成年後見制度利用支援事業の利用にあたって、地方自治体の実施要綱において、助成対象者の要件を市町村申立に限定している例や助成対象者の収入要件・保有資産要件を設けている例(生活保護受給者に限定する等)が散見される。



○ 事業の対象者について法律上は、上記のような限定を設けていないため、以下の点を踏まえて、地方自治体における実施要綱の内容を改めて確認し、必要な対応を検討されたい。

- ・市町村申立の場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象となること
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としており、一定額以下の収入や資産という要件は設けていないこと
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐監督人、保佐人、補助監督人、補助人、特別代理人の場合でも事業の対象となること（総合支援法施行規則第 65 条の 10 の 2）

参考：障害者に係る成年後見制度関係予算 地域生活支援事業費等 補助金 505 億円の内数（令和 2 年度予算案）

（２）令和元年度地方分権提案について

○ 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年 12 月 23 日閣議決定）」において、市町村長が行う後見開始等の審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にする方策について検討することとされたため、今後、検討の場を設け地方自治体からも御参画いただくことを検討しているところ。あわせて、市町村申立に関する実態調査を行うことも予定していることから、予めご承知おき願いたい。

（３）法人後見の推進について

○ 「成年後見制度利用促進基本計画」において、今後の成年後見制度の利用促進の取組みも踏まえた需要に対応していくため、

- ・地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保すること
- ・また、若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合があること
- ・後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが示されている。



○ 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取り組みの一つとして、低所得者の高齢者・障害者に対して自ら成年後見を実施することも含め、その普及に向けた取り組みが期待されている。

○ 地域生活支援事業において法人後見実施のための研修や、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を実施する「成年後見制度法人後見支援事業」の補助を行っているので、積極的なご活用をお願いしたい。

参考：成年後見制度法人後見支援事業（令和 2 年度予算案地域生活支援事業費等補助金 505 億円の内数）

・事業内容：市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を実施する。

（１）法人後見実施のための研修

（２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

（３）法人後見の適正な活動のための支援

（４）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

